



IASB Update 及び joint IASB-ISSB Update は、国際会計基準審議会（IASB）及び国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針及びIFRS®サステナビリティ開示基準に関するIASBの最終的な決定は、IFRS財団の[「デュ・プロセス・ハンドブック」](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

IASB は 2024 年 1 月 22 日から 23 日に会議を行った。IASB と ISSB は 2024 年 1 月 25 日に会議を行った。

目次

リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー-6）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー-30）](#)
- [開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー-31）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [電力購入契約（アジェンダ・ペーパー-3）](#)
- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー-12）](#)
- [個別財務諸表における親会社と子会社の合併（IAS 第 27 号）（アジェンダ・ペーパー-12A）](#)
- [IFRIC Update 2023 年 11 月（アジェンダ・ペーパー-12B）](#)
- [金融商品の分類及び測定の見直し（アジェンダ・ペーパー-16）](#)
- [「公的説明責任のない子会社：開示」基準書の更新（アジェンダ・ペーパー-32）](#)

タクソミ

- [IFRS 会計タクソミ — IAS 第 12 号、IAS 第 21 号、IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正（アジェンダ・ペーパー-25）](#)

IASB-ISSB 合同会議

- [アジェンダの優先度に関する ISSB の公開協議（アジェンダ・ペーパー-2）](#)

リサーチ及び基準設定

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー-6）

IASB は 2024 年 1 月 23 日に会合し、次のことについて議論した。

- a. 情報要請「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」に対するフィードバックの要約
- b. 本プロジェクトの次のフェーズに関する計画

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は情報要請に対する詳細なフィードバックについて議論し、2024 年第 3 四半期までに決定を最終確定する予定である。2024 年 6 月に、IASB と FASB が会議を行って各審議会の適用後レビューに関連した発見事項及び暫定的な決定を共有する。適用後レビューの終了時に、IASB はプロジェクト報告書及びフィードバック・ステートメントを公表する。

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2024 年 1 月 22 日に会合し、公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」における提案を再審議した。

財務活動から生じた負債についての調整表（アジェンダ・ペーパー30A）

IASB は、財務活動から生じた負債について財政状態計算書における期首残高と期末残高との間の調整表を開示することを SMEs に要求するという公開草案における提案を最終確定することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

農業：果実生成型植物（アジェンダ・ペーパー30B）

IASB は、公開草案における果実生成型植物についての提案を最終確定することを暫定的に決定した。しかし、IASB は、IFRS for SMEs 会計基準の第 34 章「専門的活動」は、果実生成型植物のうち、当初認識時及び継続的に、過大なコストや労力を伴わずにそれらに係る生産物と区分して測定できるものには適用しない旨を明確化することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

金融資産の減損（アジェンダ・ペーパー30C）

IASB は、SME のうち信用リスクに対する重大なエクスポージャーを有する小集団について、次のことを暫定的に決定した。

- a. IASB の合致アプローチの関連性原則は満たされている。
14 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。
- b. 当該集団は、主要な活動の 1 つとして顧客へのファイナンスを提供している SMEs として定義される。
14 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。
- c. 当該集団は予想信用損失モデルを適用することを要求される。
14 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。

これら 3 つの暫定的な決定を踏まえて、IASB は次のことも暫定的に決定した。

- a. 主要な活動の 1 つとして顧客へのファイナンスを提供していない SMEs に対し、引き続き発生損失モデルを使用して金融資産の減損を測定することを要求する。
14 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。
- b. 主要な活動の 1 つとして顧客へのファイナンスを提供している SMEs に対し、IFRS 第 9 号「金融商品」における簡素化したアプローチに合わせた予想信用損失モデルを適用して金融資産の減損を測定することを要求する。
14 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

第 20 章「リース」と IFRS 第 16 号「リース」（アジェンダ・ペーパー30D）

IASB は、IFRS for SMEs 会計基準を IFRS 第 16 号「リース」に合わせることを IFRS for SMEs 会計基準の次回の包括レビューで検討することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、主要な活動の 1 つとして顧客へのファイナンスを提供している SMEs に予想信用損失モデルの使用を要求することの考え得る影響について検討する。また、IASB は公開草案における提案を引き続き再審議する。

開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

IASB は 2024 年 1 月 22 日に会合し、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」で提案された開示要求のいくつかについて議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の第 106 項(d)を撤回する。
- b. 公開草案の第 96 項、第 100 項(e)、第 106 項(f)、第 147 項(c)及び第 191 項で提案した要求事項を修正して、これらの提案した要求事項が削減版となっている IFRS 会計基準書において使用されている文言に合わせる。
- c. IFRS 第 16 号「リース」の第 58 項に基づく開示要求を追加する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、文案作成プロセスにおいて生じる追加の整理論点について議論する。

維持管理及び一貫した適用

電力購入契約（アジェンダ・ペーパー3）

IASB は 2024 年 1 月 23 日に会合し、IFRS 第 9 号「金融商品」における「自己使用」及びヘッジ会計の要求事項の修正の可能性について議論した。修正の目的となるのは、電力購入契約が財務諸表にどのように影響を与えるのかをよりよく反映することである。

IASB は何も決定を求められなかった。

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は 2024 年 1 月 23 日に会合し、次のことを行った。

- IFRS 解釈指針委員会（委員会）の 2023 年 11 月の会議で議論されたアジェンダ決定を検討した（アジェンダ・ペーパー12A）。
- 当該会議についてのアップデートを受けた（アジェンダ・ペーパー12B）。

個別財務諸表における親会社と子会社の合併（IAS 第 27 号）（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB は、アジェンダ決定「個別財務諸表における親会社と子会社の合併」（IAS 第 27 号「個別財務諸表」）に反対するかどうかを問われた。

当該アジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

アジェンダ決定は 2024 年 1 月に [IFRIC Update 2023 年 11 月](#)への補遺において公表される。

IFRIC Update 2023 年 11 月（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は委員会の 2023 年 11 月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は [IFRIC Update 2023 年 11 月](#) において公表された。

IASB メンバーは何も決定を求められなかった。

金融商品の分類及び測定の見直し（アジェンダ・ペーパー16）

IASB は 2023 年 1 月 23 日に会合し、公開草案「金融商品の分類及び測定の見直し」（IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の見直し案）に対するフィードバックについて議論した。

IASB は次のことに関する提案について議論した。

- 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価についての全般的な要求事項（アジェンダ・ペーパー16A）
- ノンリコース要素を有する金融資産及び契約上リンクしている金融商品の分類及び測定に関する要求事項（アジェンダ・ペーパー16B）

全般的な要求事項（アジェンダ・ペーパー16A）

IASB は、公開草案で提案した見直しを最終確定することを暫定的に決定した。ただし、いくつかの改訂を条件とした。すなわち、

- 公開草案の B4.1.8A 項に関して、企業が受け取る報酬の金額が、企業が基本的な融資のリスク又はコスト以外の何かについて補償を受けていることを示唆している可能性がある旨を明確化すること
- 偶発的事象が債務者に固有であることを要求するのではなく、公開草案の B4.1.10A 項で示したように、偶発的事象の性質が基本的な融資のリスク又はコストの変動に直接には関連していない場合に、以下に該当するときには、金融資産は元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有している旨を定めること
 - 偶発的事象の発生確率に関係なく、偶発的事象の前後の契約上のキャッシュ・フローが、単独で考慮した場合に、元本及び利息の支払のみである。かつ、
 - 偶発的事象から生じる契約上のキャッシュ・フローが、そのような偶発的事象がない類似した金融資産に係るキャッシュ・フローとの著しい相違がなく、かつ、特定の資産又はキャッシュ・フローに対する投資を表すものでない。
- 公開草案で提案した例示における分析を更新して、変更後の要求事項の適用を例示するようにすること

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

ノンリコース要素を有する金融資産及び契約上リンクしている金融商品（アジェンダ・ペーパー16B）

IASB は、公開草案で提案した見直しを、次のことを条件として最終確定することを暫定的に決定した。

- 公開草案の B4.1.20A 項に関して、劣後の負債性金融商品が取引の存続期間全体にわたり債務者（スポンサー企業）に保有されていることを要求すること
- 見直し案を明確化するための軽微な文案作成上の提案

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、公開草案に対するフィードバックについての引き続き議論する。

「公的説明責任のない子会社：開示」基準書の更新（アジェンダ・ペーパー32）

IASB は 2024 年 1 月 22 日に会合し、公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社」を公表した後に公表する予定の「キャッチアップ」公開草案において、どの開示要求を提案すべきかについて議論した。

IASB は、以下からの開示要求を含めることを提案することを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の第 44G 項から第 44H 項（「サプライヤー・ファイナンス契約」（IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正）に関して）
- b. IAS 第 12 号「法人所得税」の第 88A 項から第 88D 項（「国際的な税制改革 — 第 2 の柱モデルルール」（IAS 第 12 号の修正）に関して）
- c. IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の第 57B 項及び IAS 第 21 号の付録 A の A19 項から A20 項（「交換可能性の欠如」（IAS 第 21 号の修正）に関して）

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、「キャッチアップ」公開草案について 2024 年 2 月に引き続き議論する。

タクソミ

IFRS 会計タクソミ — IAS 第 12 号、IAS 第 21 号、IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正（アジェンダ・ペーパー-25）

IASB は 2024 年 1 月 23 日に会合し、以下について検討した。

- IFRS 会計タクソミ 2023—アップデート案 1『「国際的な税制改革—第 2 の柱モデルルール」及び「交換可能性の欠如」』に対するフィードバック
- 本プロジェクトにおける次のステップ

IFRS タクソミ・アップデート 1/2023 は、次のものから生じる開示要求を反映するための IFRS 会計タクソミの変更を提案している。

- a. 「国際的な税制改革 — 第 2 の柱モデルルール」（IAS 第 12 号「法人所得税」を修正した）
- b. 「国際的な税制改革 — 第 2 の柱モデルルール — IFRS for SMEs 基準の修正」（IFRS for SMEs 会計基準を修正した）
- c. 「サプライヤー・ファイナンス契約」（IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」を修正した）
- d. 「交換可能性の欠如」（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」を修正した）

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は書面投票プロセスを開始し、IFRS タクソミ・アップデートを 2024 年第 1 四半期に公表する予定である。

IASB-ISSB 合同会議

アジェンダの優先度に関する ISSB の公開協議（アジェンダ・ペーパー-2）

IASBとISSB（両審議会）は2024年1月25日に会合し、ISSBの情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」に対するフィードバックについて議論した。具体的には、両審議会は、報告における統合に関してのプロジェクトの可能性に対するフィードバック及びコネクティビティに関してのフィードバックについて議論した。

ISSBの情報要請には、以下に関する質問が含まれていた。

- a. 報告における統合に関する考え得るプロジェクトの優先度（ISSBの作業計画に追加される可能性のある他の3つの提案されているサステナビリティ関連プロジェクトとの比較で）
- b. 当該プロジェクトが優先事項と考えられる場合、IASBとの正式な合同プロジェクトとして取り組むべきか、ISSB主導のプロジェクト（それでもIASBからのインプットに依拠する可能性がある）として取り組むべきか
- c. 当該プロジェクトを行うとした場合、IASBの公開草案「経営者による説明」、統合報告フレームワーク及び他の典拠からの概念を基礎とすべきかどうか

情報要請には、コネクティビティに関する質問は含まれていなかったが、コメント提出者は当該トピックに関するフィードバックを提供した。

両審議会は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBは「経営者による説明」プロジェクトの方向性について議論する。ISSBは、情報要請に対するフィードバックについて引き続き議論し、そこで指摘された事項について決定を行う。